

当会では捕獲器の貸し出しをする場合、愛護目的の捕獲行為であるという確認のため、下記 4 点のお手続きをお願いしております。

- 
- ◆当会の趣旨をご理解いただいた上で、賛同会員にご登録いただきます。  
当会の活動趣旨につきましては、下記ブログ記事でご確認くださいませ。  
<http://sasaeaukai.blog17.fc2.com/blog-entry-70.html>

お会いした際に年会費 500 円をお支払いいただき、お名前、ご住所、お電話番号などのご連絡先のご登録をお願いしております(申込用紙にご自身でご記入いただきます)。  
賛同会員さまには年に 4 回ほど、当会の活動をご報告するニュースレターを郵送いたします。

- ◆賛同会員にご登録いただく際に公的身分証(免許証や保険証など)を確認させていただきます。  
賛同会員としてご登録いただくお名前・ご住所と一致しているかどうかの確認のためです。  
その際には、当方の公的身分証もお見せいたします。

- ◆捕獲器貸し出しのためのアンケートに回答いただきます。  
どういった目的で猫を捕獲したいのか、いくつか質問をさせていただきます。  
また、飼い猫が脱走して捕まえないという場合は、その猫が室内にいた頃の写真などを見せていただいております。

- ◆捕獲器貸し出し時にデポジットとして 5000 円をお支払いいただきます。  
捕獲器をご返却いただくときに、5000 円はお返し致します。

-----

上記のお手続きが可能でしたら、捕獲器の貸し出し準備をさせていただきます。  
なお、お住まいの地域が当会(港北区大倉山)からかなり離れていたり、  
アンケートの回答内容によっては、捕獲器の貸し出しが出来ないこともありますので  
その旨を予めご了承ください。